



荻生徂徠および伊藤東涯・東峯と儒教葬祭儀礼

著者	吾妻 重二
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian cultural interaction studies
巻	11
ページ	215-230
発行年	2018-03-31
その他のタイトル	On Funeral and Ancestral Rituals of Confucianism Discoursed by OGYU Sorai, ITO Togai and Toho
URL	http://hdl.handle.net/10112/13200

荻生徂徠および伊藤東涯・東峯と儒教葬祭儀礼

吾妻重二

On Funeral and Ancestral Rituals of Confucianism Discoursed
by OGYU Sorai, ITO Togai and Toho

AZUMA Juji

Zhu Xi's (1130-1200) manual of family rituals, the *Jia-Li*, exerted a considerable influence on Japanese Confucian scholars. In order to better understand the impact of the *Jia-Li* in Japan, this paper examines a number of works relating to the *Jia-Li* written by Ogyu Sorai (1666-1728), Ito Togai (1627-1705) and Ito Toho (1799-1845).

These documents have as yet been almost completely neglected by the secondary literature.

This investigation shows that these three scholars were all deeply interested in Confucian ritual practice, and in particular the *Jia-Li*. They were especially concerned with how to appropriately implement the *Jia-Li* within their own Japanese cultural context. They wanted to preserve the Confucian ritual tradition, which originally arose in China, while also taking into consideration the differences of their Japanese socio-cultural context.

Ogyu Sorai and Ito Togai are both categorised as being proponents of *Ko-gakuha*, or the 'School of Ancient Learning' style of Confucianism. Even though this is the case, there are also significant differences in their thought. These differences can be seen in their understanding of Confucian ritual, and it is important to take this into account when examining their respective viewpoints on ritual.

キーワード：朱熹 『家礼』 神主 祠堂 伊藤仁斎

はじめに

荻生徂徠と伊藤東涯は近世日本の江戸と京都を代表する学者であり、思想家である。よく知られるように、徂徠と東涯の学問は互いに異なっているものの、ともに朱子学を批判して中国古代の儒教に回帰しようとした点では共通しており、しばしば古学派に分類される。そして彼らはいずれも、儒教を正しく理解し継承していると自負していた。

ここで考察したいのは、彼らが儒教本来の姿に回帰し、みずからを真の儒者あるいは真の儒教理解者としてアイデンティファイしていたとして、では、儒教儀礼に関してはどのように対応していたのか、ということである。儀礼が儒教に本質的なものであることはいままでもなく、そのことは『論語』を読

むだけでも知られるのであって、「仁」と「礼」こそが孔子の思想の核心であった。いってみれば、儀礼がなければ儒教は成り立たないわけで、儀礼を意識しない儒者、それはもはや儒者とはいえないであろう。

では、徂徠、および東涯とその継承者東峯は、儒者として実際にどのような儒教葬祭儀礼を構想していたのであろうか。この問題については、残念ながらこれまでほとんど研究がなされていない。徂徠に関しても、意外なことに、どのような儀礼実践を考えていたのかについてはきちんと検討されてこなかったようである。ここではそのような状況をふまえて、彼らの儒教葬祭儀礼、とりわけその著述を中心に論じてみたい。

なお、儒教儀礼はもちろん多岐にわたるが、ここで葬祭儀礼に限ったのは、彼らの著述と言説が、もっぱら儒教儀礼のなかの葬祭儀礼に集中しているからである¹⁾。

一 荻生徂徠の場合

1 荻生徂徠『葬礼考』（『葬礼略』）

周知のように、荻生徂徠（一六六六—一七二八）はもともと朱子学を信奉していたが、やがて中国古代の原典にもどろうとする立場から朱子学を攻撃し、また同じく原典回帰を目指した京都の伊藤仁斎による古義学をも批判して独自の「古文辞学」を打ち立てて一世を風靡した。

著作はきわめて多く、主な著作は現在、二つの全集、すなわち河出書房新社『荻生徂徠全集』（一九七三年）および、みすず書房『荻生徂徠全集』（一九七三—八七年、未完）に収められているが、儒教葬祭儀礼に関する著書として重要なのは『葬礼考』一卷である。

『葬礼考』はもとの名を『葬礼略』といったらしく、門人服部南郭の「物夫子著述書目記²⁾」を見ると「葬礼略一卷」とあり、「琉球聘使記一卷」「琴学大意抄一卷」「満文考一卷」「南留別志五卷」などとともに「右十部、一時戯作、亦小而辨物爾、不必當弘行者」とされている。

このほか、『護園雑話』にも、

葬礼略はもと徂翁唐紙にすつと書いて置かれしを、瀧水写し置きて、題号もなければ葬礼略と書き置かれし。其後南郭書目を書かるゝ時瀧水かくと申しければ、あれはあの通りにて然るべしとて右

1) 日本近世期における儒教葬祭儀礼の研究および実践はもっぱら朱熹の『家礼』をめぐってなされた。その全般的状況については吾妻重二「日本近世における儒教葬祭儀礼——儒者たちの挑戦」（原田正俊編『アジア遊学』二〇六、宗教と儀礼の東アジア 交錯する儒教・仏教・道教、勉誠出版、二〇一七年）でざっとトレースしたので参照されたい。また『家礼』関係文献については現在、『家礼文献集成 日本篇』一～六（関西大学出版部、二〇一〇～二〇一六年）において影印収載中である。ここで取り上げる徂徠および東涯・東峯の関連資料は、同・七（関西大学出版部、二〇一八年刊行予定）に全文を収載する予定であり、本稿は同書巻末の解説と一部重複することを断わっておく。

2) 服部南郭「物夫子著述書目記」は『瀧水叢書』「雑著」所収。澤井啓一編集・解説『瀧水叢書』、「近世儒家文集集成」第十四巻（ぺりかん社影印、一九九五年）。関儀一郎編「日本名家四書注釈全書」第一巻学庸部（東洋図書刊行会、一九二三年）にも収む。

の名となりたる由。³⁾

とある。『護園雑話』一卷は著者未詳だが、徂徠とその門人太宰春台、服部南郭、平野金華らの言行を記録したものとして定評があり、ここの記述は上記の南郭「物夫子著述書日記」のいうところとも合致する。以上によれば、この書はもともと徂徠が「すつと書いて置かれし」手稿本であること、著述時期ははっきりしないが、のちに宇佐美瀧水（一七〇一—一七七六）が書写して後世に伝わったこと、書名の「葬礼略」も瀧水によってつけられたことがわかる。

本書はその後、明和五年（一七六八）に刊行される際に「葬礼考」と題されたようである。ここに掲げたのは、関西大学総合図書館の長澤文庫に所蔵する版本（請求番号はL二三-三〇〇-一七七）の書影である（図1）。

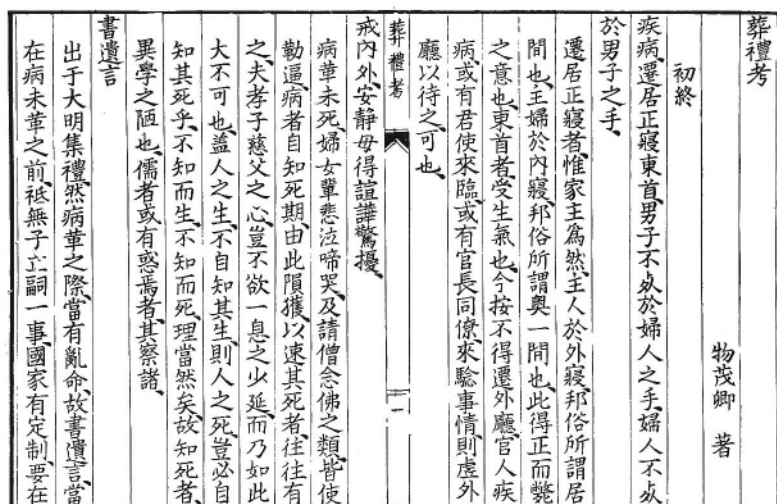


図1 荻生徂徠『葬礼考』

この書の内容は、『家礼』によりつつこれを『大明集礼』や『礼記』、『墨子』そして日本の制度・習俗にもとづき修正したもので、式次第としては「初終」のうち治棺の記述までで終わり、埋葬以後の儀式や喪服制に関する記述がなく、そのあと「具辨」として葬儀で用意すべき道具の解説をつけている。確かに未完の作、南郭のいう「一時戯作」であって、十分な推敲を経たものとはいえないようだが、しかし、徂徠は宝永二年（一七〇五）——この年は徂徠が朱子学から古文辞学に転ずる直前の頃とされる——、妻三宅氏の葬儀を朱熹の『家礼』に忠実に従ってとり行なうなど⁴⁾、実は『家礼』に並々ならぬ関心を抱いていたのであって、その儒葬研究の一端を示すものとして、本書は貴重なものといえる。

3) 森銚三ら編『続日本随筆大成』四（吉川弘文館、一九七九年）九五頁。また、みすず書房『荻生徂徠全集』十三、池田末利解題、四六四頁。

4) 「嬪三宅氏墓誌」に「日己亥、仮葬于城東千束莊今戸坊勝運寺坤隅、南向、後事請于一官、一遵文公家礼云、鰥夫荻生茂卿識」という（『徂徠集拾遺』上。また関西大学総合図書館泊園文庫蔵「徂徠先生年譜 細君墓表神主」の「嬪三宅氏墓」）。なお、徂徠の儒教葬祭儀礼実践については別稿を用意している。

また巻末には「附記」を載せ、書中の難解語を和語で説明している。ただし、あとにいう、本刊本の祖本になったと思われる木村兼葭堂写本が巻末に「附記」を載せていないことからすると、この「附記」は徂徠の手稿本にはもともとなく、明和五年の刊行に際して加えられたもののようで、そうであれば「附記」の作者は徂徠ではなく、徂徠門人あるいは序文の作者、平賀晋民その人であったかとも推測される。

出版に際して序文を書いた平賀晋民（晋人とも、一七二二—一七九二）は、広島藩安芸（現：広島県）の人で字は士亮もしくは房父、号は中南。徂徠門人の大潮元皓について学び、のち江戸で老中松平信明に学を講じた篤実な経学者であって、著書も多い。『葬礼考』を出版したのは巻末の刊記に見るように、晋民郷里の安芸の書舗、摘藻堂である。

平賀晋民については澤井常四郎『経学者平賀晋民先生』という詳細な評伝が昨年、二松学舎大学より影印出版され（もと一九三〇年刊、活版、「近代日本漢学資料叢書」I、二〇一七年）、そこに文集『日新堂集』も収められている。晋民の「葬礼考序」はこの文集にも載っており、『葬礼考』巻頭の序とはいくらか文字の違いもあるので、ここに文集所収の序文を、返り点もそのままにして掲げておく。

葬禮考序

維中夏聖人之御代也。制_レ作禮樂_レ爲_レ之極_レ以施_レ天下_レ。而天下莫_レ或_レ不_レ由焉者矣。其於_レ喪祭_レ君子尤謹焉。故曰先王制_レ禮弗_レ敢過_レ也。先王制_レ禮不_レ敢不_レ至焉。及_レ至_レ戰國_レ文武之道墜_レ於地_レ矣。後之王者亦各立_レ一代之制_レ。使_レ民由_レ之。而亦不_レ周_レ於物_レ。是以後賢君子。酌_レ古而量_レ于今_レ以從_レ其心所_レ安一家之禮於_レ是乎書。是所_レ爲_レ後世無_レ聖人_レ也。自_レ我非_レ聖人_レ寧必其得_レ中乎。且俗移物換。聖人尚猶損_レ益之_レ。而愜_レ於時_レ。況東西殊_レ居。山澤異_レ宜乎。傳_レ其學者_レ。以_レ其師宗_レ奉_レ之不_レ敢違_レ。一如_レ聖人之制_レ。不_レ亦尤_レ乎。物夫子有_レ葬禮考_レ。蓋亦錄_レ其心所_レ安爾。亦以_レ其師宗_レ人傳寫_レ藏之_レ。以爲_レ帳中之秘_レ。夫從_レ流俗所_レ爲_レ。君子固其類有_レ泚。若欲_レ稽_レ古。則有_レ士葬禮在_レ焉。曾子曰。國無_レ道君子恥盈_レ禮焉。國奢則示_レ之以_レ儉。國儉則示_レ之以_レ禮。爲_レ卿大夫_レ者。當然也。子思曰有_レ其禮_レ無_レ其財_レ君子弗_レ行也。有_レ其禮_レ有_レ其財_レ無_レ其時_レ君子弗_レ行也。乃爲_レ其可_レ爲_レ。不_レ爲_レ其不_レ可_レ爲_レ以從_レ心所_レ安。庶_レ其不_レ差乎。何必葬禮考。國都書舗摘藻堂得_レ之。將_レ刻而公_レ之。請_レ序余因次_レ所見_レ以問_レ世之君子_レ。

この序文は、儀礼の実践にあたっては中国古代の儀礼にもとづきつつ、日本の今の時代に適合するよう損益を加えるべきこと、この書はそのような方針によって徂徠が「心の安んずる所」に従って撰述したものであること、また徂徠門人によって伝写、所蔵されていたものであることなど、同書の特徴をよくつかまえた説明となっている。

次に、この明和五年刊本と同系統のテキストとしては他に木村兼葭堂本、漱芳閣叢書料本、日本教育文庫所収活字本などがあり、ここでは特に前者の木村兼葭堂本の書影を掲げておいた（図2）。

木村兼葭堂本は国立公文書館・内閣文庫蔵で（請求番号は一九〇—〇五四四）、外題書付に「葬禮畧考」とあり、巻末の識語に、

右物徂徠先生所撰葬禮畧一卷、嚮也余関于



図2 木村兼葭堂手鈔 荻生徂徠『葬礼略考』

市獲二本、俱系偽撰、今斯本從宇瀧水許假錄

之、更校檢以置諸帳中

明和丙戌春二月 浪華木弘恭識

(右、物徂徠先生撰する所の葬礼略一卷。嚮に余れ市に閱して二本をる獲も、俱に偽撰に系る。今斯の本は宇瀧水の許より仮に之を録し、更に校檢して以て諸を帳中に置く。明和丙戌春二月 浪華の木弘恭識す)

という。これによれば、明和丙戌（三年、一七六六）、木村兼葭堂（一七三六—一八〇二）が宇佐美瀧水のもとにあったテキストをみずから筆写したものである。いま述べた明和五年（一七六八）刊本はその二年後の出版であり、一行の字数が同じであるなど行格がほぼ共通するところから、兼葭堂本は明和五年刊本の祖本の形式をよく伝えるものと思われる。兼葭堂本には明和五年刊本に見られる「附記」部分はないものの、欄外に「外廳 表ザシキ ショイン也」「棺ノソトニ柱四本タテ板六枚ヲ立テ、其間へ灰沙土ヲ入ル也、是榔ノ代リ也」と二ヶ所書入れがあり、それぞれ明和五年刊本「附記」の「外廳」および「灰隔板」のところに採り入れられている。「附記」と兼葭堂の関係は未詳であるが、いずれにしても兼葭堂本は現在、同書の最も古い形を伝えるテキストとして重要なものである。

2 『葬礼考』の別本について

ところで、この『葬礼考』（『葬礼略』）には別本とされるテキストが二つあるので、そのことについても触れておく必要がある。

一つは幕末の安政五年（一八五八）刊本で、みすず書房版全集に影印、収載する『葬礼略』（一）がそれである。この刊本の内題は「喪禮略」となっている。これは庄内藩（現：山形県）藩校の致道館が刊行したもので、致道館は講学方針として徂徠学を採用しており、他にも『徂徠先生遺訓周易解』など徂徠の著書を出版している⁵⁾。みすず書房版のこの部分の編集責任者は池田末利氏で、池田氏は多くの関連版本を調査しているにもかかわらず、なぜか『葬礼略』の初版本である明和五年刊本を見出しておらず、調査されたうちの唯一の刊本であるこの安政五年刊本（東京大学附属図書館蔵の森鷗外旧蔵書）の方を採用したのである。しかし、安政五年刊本はずっとあとの後印本であり、「附訳」を削除して載せておらず、内題も異なるなど初版本の形を伝えていないという問題がある。

しかし、初版本たる明和五年刊本はとりたてて稀覯本というわけではなく、関西大学総合図書館には長澤文庫のほか、泊園文庫、中村幸彦文庫にそれぞれ一本を蔵しており、他の図書館にも蔵するところがある。とりわけ明和五年刊本を影印掲載した汲古書院『影印 日本随筆集成』第十二輯はみすず書房版全集の刊行された一九八七年の八年前にすでに出版されているのであるから、これを見落としたりみすず書房版は不備のそしりを免れないであろう。

なお、河出書房新社から出されたもう一つの全集にはこの『葬礼考』（『葬礼略』）そのものが載せられていない。その理由はわからないが、同書に価値を認めなかったためであろうか。

もう一つ、みすず書房版全集が『葬礼略』（二）として収めるテキストがある。財団法人無窮会その他に蔵する『喪礼略』と題する伝本で、「物茂卿著」と記される。しかしながらこのテキストは『葬礼考』（『葬礼略』）とはまったく異なる内容で、実際には徳川光圀が水戸藩内に頒布した『喪祭儀略』のうちの一本と一致している。『喪祭儀略』は寛文六年（一六六六）、光圀が家臣に撰述させたものであって、みすず書房版全集所収の『葬礼略』（二）は、後にこれが徂徠の名に仮託されて伝わったものなのであるため注意が必要である⁶⁾。

なお、ここで想起されることは、上述したように、木村兼葭堂が市場で見た版本二点がいずれも「偽撰」であったと述べている点である。これらがどのような版本であったか詳細は未詳であるが、兼葭堂が「偽撰」としたテキストの一つは、あるいはこの徂徠撰とされた『喪礼略』だったかもしれない。

3 荻生徂徠『祭礼略記』（『祠堂式及通礼微考』）

徂徠には祖先祭祀の書として『祭礼略記』がある。これはあとにも述べるように、もともと『祠堂式及通礼微考』として伝えられたもので、上述した『葬礼略』が冠婚喪祭の「喪礼」に相当する手引書な

5) 笠井助治『近世藩校に於ける出版書の研究』（吉川弘文館、一九六二）一二四頁以下、同『近世藩校に於ける学統学派の研究』上（吉川弘文館、一九六九年）一七一頁以下。

6) 吾妻重二編著『家礼文献集成 日本篇』三（関西大学出版部、二〇一五年）三二八頁。また田世民「水戸藩の儒礼実践——『喪祭儀略』を中心に」（『近世日本における儒礼受容の研究』第四章、ペリカン社、二〇一二年）。

のに対し、こちらは「祭礼」に相当する手引書であって、儒教の死者儀礼書として連続する二著述となっている。ここには東京大学附属図書館・渡部文庫蔵の写本を取めた（請求記号はC二〇：六〇）。

このテキストは内題および外題書付に「祭禮畧記」とあり、ついで「祠堂式及通禮微考」と記されている（図3）。「祠堂式及通禮」に関する「微考」というこの題目は、『家礼』初めの「通禮」部分に祠堂に関する記述を含み、これについていくらか考察を加えたものであるところからそのように名づけられたのであろう。「祭禮畧記」の書名は、本テキストの鈔写者がつけたもののようである。

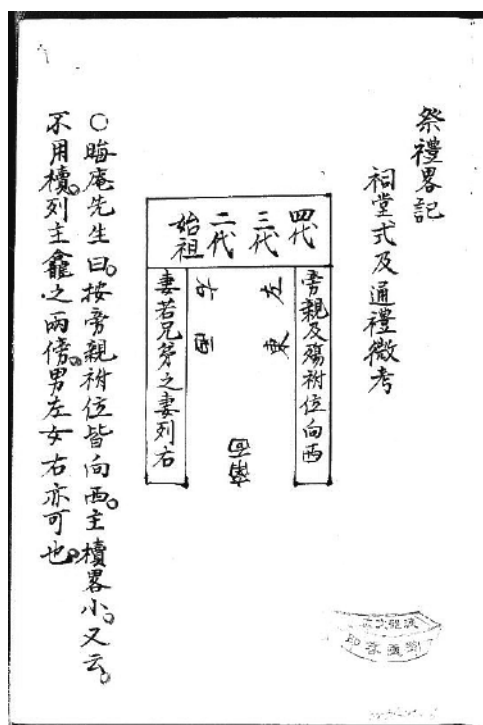


図3 荻生徂徠『祭礼略記』

この伝本に特徴的なのはあとに書牘三篇すなわち「答松子錦問神主制度」,「復安澹泊」, 同「又」を附していることである。これらの書牘はもともと徂徠の文集の刊本『徂徠集』巻二十八所載のもので、このうち「復安澹泊」および同「又」は全六通のうちの第五通および第六通にあたる。これらは『祭礼略記』本文の末尾の朱筆書入れに「良謂徂来先生祭礼畧止于此，下三書牘係後人附攻」(良謂う，徂来先生の祭礼畧は此に止まる。下三書牘は後人の附攻に係る) というように、あとになってつけ加えられたものである。良なる人物については不明である。書牘の宛先の「松子錦」とは徂徠門人の秋本澹園（後述）が出仕していた岡崎藩（現：愛知県）の家老であり⁷⁾、「安澹泊」は水戸藩（現：茨城県）の安積澹泊（一六五六—一七三八）である。安積澹泊は朱舜水について学び、徳川光圀のもとで『大日本史』編纂の中心となった著名な儒者であって、これら三篇の書牘は祠堂や神主に関する徂徠の意見を開陳したところ

7) 平石直昭『荻生徂徠年譜考』（ペリかん社，一九八四年）一四四頁。

から附載されたのであろう⁸⁾。

そもそもこの書の書誌に関しては、宇佐美瀧水「物夫子著述書目補記⁹⁾」に、

祠堂式通礼微考一卷

右夫子爲門人秋子帥師所書者也、余得之校定一過、今附葬礼畧後

とある。ここにいう「秋子帥」とは秋元澹園（一六八八—一七五一）のことで、名は以正、岡崎藩儒となった¹⁰⁾。これによれば、この書は徂徠が門人の秋元澹園のために著わし、それを瀧水が校訂したうえで前記『葬礼略』のあとに附したという。

書誌的にはさらに、さきにも触れた服部南郭「物夫子著述書日記」に「祠堂式一卷」とあることが注意される。宇佐美瀧水も「物夫子著述書日記」の付記に、

尔後予護園ノ秘蔵ヲ探リ又外ニモ搜リ索ル所アリテ数部ヲ得タリコノ外ハ皆偽書ナリ。

として、徂徠の遺著のうち偽書ではない数点の書物として「護園十筆八卷」「射学類聚国字解二卷」「素問評一卷」「楽曲考一卷」などとともに「祠堂式一卷」を挙げている¹¹⁾。ここにいう「祠堂式」が『祠堂式及通礼微考』であると思われる。

さて、この書は「晦庵先生曰く」と、朱熹を尊称していることから、徂徠が朱子学批判に転じる壮年期以前に草されたようにも思われるが、「祝文式」ののところには文例として「享保幾年」とあることから、享保年間（一七一六—一七三六）、すなわち徂徠晩年に加筆がなされたらしい。

内容については『家礼』と同じく四代の祖先を祀るとする点が最も目につくが、『家礼』との違いもあり、四代のうちの初代は『家礼』にいう高祖ではなく始祖となっていること、神主ではなく神版を用いることなどがそうである。これは、神主は天子諸侯だけが使用でき、一般人は神版を用いるべきだとする上記「答松子錦問神主制度」や安積澹泊宛て書牘の所説に合致している。これらの書牘は享保八年（一七二三）以降の、徂徠晩年に書かれたものである¹²⁾。先にも触れたように、徂徠はかつて宝永二年（一七〇五）、妻三宅氏の死去にあたって『家礼』による儒葬を行なった時には、神版ではなく神主を作っていたのであって¹³⁾、こうしたことを考えあわせれば、この書は徂徠晩年の思想を一定程度反映するものと見

8) 徂徠と安積澹泊の往復書簡については田尻祐一郎「音楽・神主と徂徠学——藪慎庵・安積澹泊との往復書簡をめぐって」（『日本思想史研究』第一四号、東北大学、一九八二年）に考察がある。

9) 「泊園図書目録」（関西大学総合図書館泊園文庫泊園文庫 LH2*甲*221）に含まれる。

10) 『荻生徂徠全集』十三（みすず書房、一九八七年）の池田末利「解説・凡例」四六八頁（池田末利氏による）。

11) 注2前掲、『瀧水叢書』「雑著」所収。

12) 注7前掲、平石直昭『荻生徂徠年譜考』一四三頁以下。ただし、最晩年の「復安澹泊」第三書牘（『徂徠集』巻二十八）では四代の祖先を祀れるのは諸侯だけで、庶人がこれを祀るのは僭越だと批判しているため、『祭礼略記』はこの書牘よりは前の著述であろう。

13) 徂徠に「嬪三宅氏神主」（関西大学総合図書館・泊園文庫蔵『徂徠先生年譜 細君墓表神主』）の文があり、そこに「物部茂卿配姓源^{本爲藤原}族三宅^{本竹本}諱休神主」という。この文字が神主の表面に書きつけられたはずである。

てよいと思われる。

なお、この書には宮内庁書陵部に別本が蔵されている¹⁴⁾。本文はほぼ同じだが、書牘三通は附されない。また「祭礼略記」の書題はなく、内題に「祠堂式及通禮微考」、書付外題に「祠堂式通禮考」と墨書され、さらに巻末に、

右祠堂及通禮微考一通、物夫子斟酌古礼之可行於今者以書其大槩、所與秋子帥者也。

（右祠堂及び通禮微考一通、物夫子古礼の今に行なうべき者を斟酌して以て其の大槩を書し、秋子帥に与うる所の者なり。）

と記されている。「一通」とはこの書が短編であることからそう呼んだものであろう。ついでに附言しておく。

4 その他

徂徠はもともと『家礼』に並々ならぬ関心を抱いており、妻三宅氏の葬儀を『家礼』にのっとり行かない、『家礼』式の神主を作ったことがそれを物語っている。神主についていえば、徂徠の父方庵の神主は、荻生家の家督を継いだ徂徠の弟、荻生北溪の作らしいが、これも『家礼』式であった¹⁵⁾。

しかし、徂徠は朱子学から離れるのに従って『家礼』の実践にさほどこだわらなくなっていく。その『葬礼考』にしても、晩年に著わされたとおぼしき『祭礼略記』（『祠堂式及通禮微考』）にしても、『家礼』をふまえつつ日本の国情に即した独自の儀礼を構想しているからである。さらに最晩年の「答松子錦問神主制度」や安積澹泊宛て書牘になると、儒教儀礼を採用するか否かは個人の判断で決めればよいといった、或る種過激な主張を行なうようになっていく。

徂徠と儒教儀礼実践——このことは別に論ずべき問題であるが、徂徠は後年になって現状妥協的な立場をとる方向に傾いていたようである。

二 伊藤東涯・東峯の場合

1 伊藤東涯・東峯の祠堂関係資料と儒教葬祭実践

伊藤東涯（一六七〇—一七三六）は伊藤仁斎（一六二七—一七〇五）の長子で、京都を代表する儒者であり、仁斎を継承して私塾古義堂の経営にあたった。経学に深く通じるとともに、博覧強記で知られ、字義訓詁、制度、歴史の考証などの面ですぐれた業績を残している。

伊藤東峯（一七九九—一八四五）は伊藤東所（一七三〇—一八〇四）の子で、家系は仁斎—東涯—東

14) 国文学研究資料館の日本古典籍総合目録データベースにおいて全冊の画像が公開されている。

15) 大庭脩編著『享保時代の日中関係資料三 荻生北溪集』（関西大学出版部、一九九五年）の口絵写真参照。なお、北溪自身の木主は『家礼』式ではなく、より古い形の直方型で作られている。そのことについては吾妻重二「木主について——朱子学まで（『福井文雅博士古稀記念論集 アジア文化の思想と儀礼』所収、春秋社、二〇〇五年）で考察を加えた。その一四九頁および一五五頁を参照。

所－東里－東峯と承ける。東峯は兄の東里から古義堂の経営を受け継ぎ、仁斎から五代にわたって古義堂を継承し講学に貢献したことにより、天保十三年（一八四二）には松永尺五創設の講習堂とともに京都町奉行所から表彰されている¹⁶⁾。

東涯および東峯の儒教葬祭儀礼関連文書としては、東涯の祠堂関係文書と東峯の「祠堂儀節」が残されている。いずれも天理大学附属天理図書館・古義堂文庫に蔵する貴重文献であり、前者は「棟札及祠堂」（請求記号は古二〇七―一八）の中に「享保十四年東涯製伊藤家棟札ノ案」および「東堀川祠堂之図及神主ノ図」として収められ、後者は「東峯先生文稿」（請求記号は古四四―二四）の中に収められる。

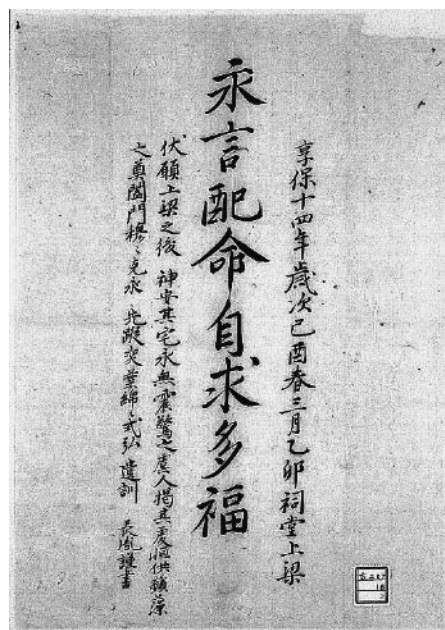


図4 伊藤東涯 東堀川祠堂上梁文

まず前者の東涯の文書のうちの「棟札ノ案」であるが、享保十四年（一七二九）三月、祖先を祀る祠堂の上梁式（いわゆる棟上げ）において書かれたもので、「棟札」という言い方は便宜的であって、正しくは「上梁文」というべきである（図4）。大きさは縦三九・一センチ×横二七・八センチ。翻刻と書き下し文を載せれば次のとおりである。

享保十四年歲次己酉春三月乙卯祠堂上梁

永言配命 自求多福

伏願上梁之後 神安其宅 永無震驚之虞 人揭其虔 恆供蘋藻

之奠 闔門穆々 克永 先蹤 奕葉綿々 式弘遺訓 長胤謹書

（享保十四年，歲次己酉，春三月乙卯，祠堂上梁

永く言に命に配し 自ら多福を求む

16) 加藤仁平『伊藤仁斎の学問と教育 古義堂即ち堀川塾の教育史的研究』（目黒書店，一九四〇年）五九七頁。

伏して願わくは上梁の後、^{しん}神其の^{たく}宅に安んじ 永く震驚の^{うれ}虞い無からんことを 人其の^{しん}虔を掲げ、恒に蘋藻の奠を供す ^{こうもん}闔門穆ととして^よ克く先蹤を永うし、奕葉綿ととして式て遺訓を^{もつ}弘めん 長胤謹んで書す)

この文は東涯の『紹述先生文集』巻十九に「祠堂上梁文」としてそのまま載っており、ただ「人掲其虔」が『文集』では「人掲其靈」になっているだけである。「神安其宅」（神其の宅に安んずる）を願う云々とあるとおり、祖先の魂が祠堂内に安んじることを祈り、子孫として祭祀をたえず行なって遺訓を広めていくことを誓う儒教式祭文である。

そもそも東涯はこの享保十四年、仁斎以来の住居兼塾であった東堀川の古義堂を改築しており、三月乙卯（十一日）にまず祠堂の上梁式を行ない、ついで四月戊戌（二十四日）に講堂と正宅の上梁式を行なったのであった。そのことは『紹述先生文集』巻十九に続いて載せる「講堂上梁文」および「正宅上梁文」からわかる。

こうして、「東堀川祠堂之図及神主ノ図」（図5）に見るように、古義堂に新たな祠堂が作られたのである。祠堂の図の大きさは縦二四・八センチ×横三三・三センチ。この時の修築に関しては東涯の「新修宅記」（『紹述先生文集』巻六）に記録があり、その説明によれば、父仁斎の時代に火災に遭った古義堂はその後長い間、修復を重ねつつ何とか維持されてきたが、老朽化が進んだため、南隣の土地を買い取ったのを機に旧屋を撤去して家屋を新たに拡張、造営することとした。そして、書斎や客間、塾、厨房や内寝などを建てるほかに、「東北隅作祠堂一龕，祀二世」（東北の隅に祠堂一龕を作り、二世を祀る）という。「祠堂一龕」云々とは祠堂の中に龕（厨子ふうの箱）を一つ作り、その中に二世、すなわち仁斎とその父の了室（名は長勝）の神位（位牌）を安置したということであろう。

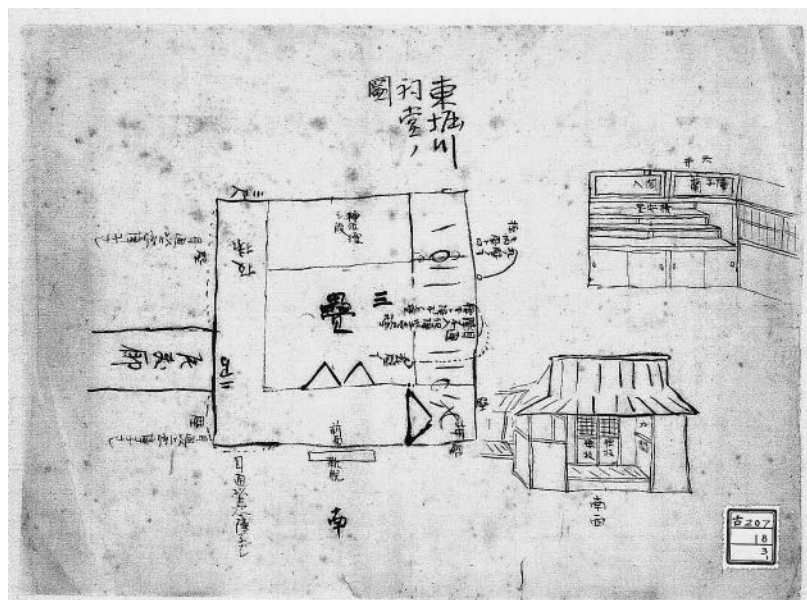


図5 伊藤東涯 東堀川祠堂の図

さらに注意したいのは、「新修宅記」に、

禮、君子造宮室、宗廟爲先、厩庫爲後。今茲修宅、先營祠堂、豈敢禮云乎、亦報其本也。

(礼に、君子宫室を造るに、宗廟を先と為し、厩庫を後と為すと。今茲に宅を修むるに先ず祠堂を営むは、豈に敢て禮と云わんや、亦た其の本に報ずるなり。)

といていることである。「宮室」(住まい)を新築する際には、まず初めに祖先を祀る宗廟(祠堂)を作り、そのあとで厩庫や母屋を作るというこの所作は、『礼記』曲礼篇下に「君子將營宮室、宗廟爲先、厩庫爲次、居室爲後」とあるのによるが、『家礼』冒頭にも「君子將營宮室、先立祠堂於正寢之東」と強調されており、東涯は祖先祭祀をたつとぶそのような儒教の伝統に従ったのであった。

管見のかぎり、ここに掲げた祠堂の図はこれまでの研究で取り上げられたことはないようだが、比較的細部まで書入れがなされており、当時のつくりを伝える資料として貴重である。これに関しては、東涯の子の東所時代のことを記した『家訓大略』(東所五男の伊藤弘充筆)にも次のように見えることも注意される。

問フ、古義堂ノ喪祭如何、對テ曰ク、嚴君(東所のこと——引用者注)ノ時、祠堂四世ヲ祭ル事如左、毎日早朝ニ萱堂(母親のこと)祠堂ヲ洒掃シ玉フテ、嚴君平日ハ羽織袴ニテ煎香ヲ焚キ、上堂シテ拜ス、〔拜ノ例、左手ヲ上ニシ俯伏興拜スルコト四度〕萱堂并一統ハ追々勝手ニ拜禮スルナリ、朔望ハ一汁二菜神酒、毎月忌日ニハ精進、其餘ハ渾テ魚類、堂中三疊鋪、南方ニ椽側、高格子ノ障子四枚、内ニ翠簾、北方ニ壇、上壇ハ神座、西方ヲ上トシ、南面、下壇ハ上ニ幙アリ、平日ハ卷揚、中央ニ香爐、祭事ニハ上壇ニ酒茶、下壇ニ膳部ヲ列ス¹⁷⁾

実をいうと、享保十四年修築の五十九年後の天明八年(一七八八)二月、京都の大火により古義堂は書庫を残して焼失する。翌寛政元年(一七八九)年に祠堂と正宅が再度造営され、右の『家訓大略』に記すのはその寛政元年再建以後の情況なのだが——なお、この時にもまず祠堂を作り、ついで正宅を建てている——¹⁸⁾、しかし三疊敷であること、縁側をもつこと、奥(北側)に壇を作って神主を安置することなど、享保十四年の時の図と基本的に同様のつくりとなっている。

この図を見ると、祠堂が独立の建築であること、奥に神主(いわゆる位牌)を奉祀する櫓を置くことなどにおいて『家礼』を模範にしていることもわかる。もっとも、『家礼』にいう祠堂は三間だから——柱と柱の間が一間。三間とは正面が四本の柱によって構成されることをいう——、東涯の祠堂はそれよりも小ぶりである。

次に、これに続く神主の図は縦三四・二センチ×横二四・八センチで、「神主絵図面定り寸法」と題され、

17) 注16前掲、加藤仁平『伊藤仁斎の学問と教育 古義堂即ち堀川塾の教育史的研究』八八一頁。〔 〕内はもと双行注。

18) 注16前掲、加藤仁平『伊藤仁斎の学問と教育 古義堂即ち堀川塾の教育史的研究』四九八、七八一頁。

高サ 七寸七 _分 四 _リ	臺 大サ
巾 一寸九 _分 二 _リ	二寸五 _分 八 _リ
厚サ 七 _分 三 _リ	厚サ 七 _分 四 _リ

と記されている（図6）。「_分」（部）は「分」, 「_リ」は「厘」であろう。一寸が和尺の三〇・三センチとすれば, この寸法はこれまた『家礼』に比べるとやや小さいものの¹⁹⁾, 全体として『家礼』にもとづくつくりとなっていることは明らかで, 『家礼』にいう陷中, 竅およびはめ込みの前板が朱筆により記されている。

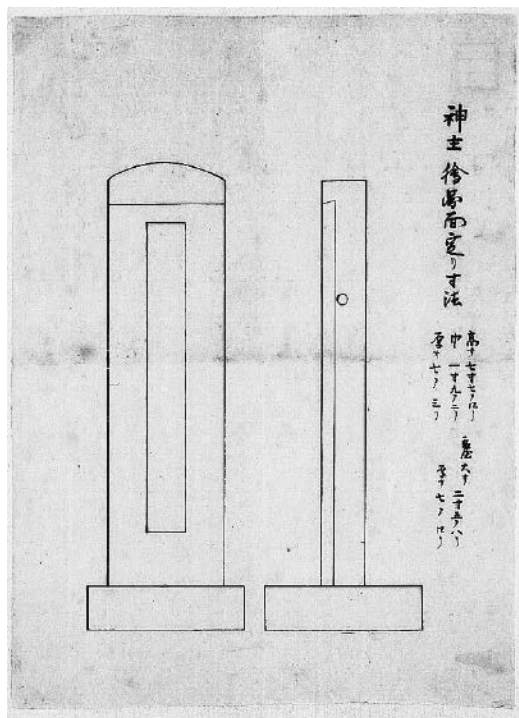


図6 伊藤東涯 神主の図

次に, 東峯の「東峯先生文稿」に収める「祠堂儀節」は, 文政十一年（一八二八）七月二十四日, 祠堂で祖先の神主の改題をおこなった際の記録で, 縦一四・七センチ×横一四二・三センチの横長の文書である（図7）。

そもそも『家礼』によれば, 神主の表面には「顕高祖考〇〇府君」「顕曾祖考〇〇府君」「顕祖考〇〇府君」というように, 祖先の世代ごとにその名称を書いておくのだが, 親が亡くなると世代が変わるため, 神主のこれらの題を改める必要が出てくる。今の場合でいえば, 仁斎の神主はそれまで「顕曾祖考仁斎府君」だったのを, 「顕高祖考仁斎府君」と書き改めるのである。東峯の義父（実際には兄）の東里

19) 『家礼』における神主のつくりについては, 吾妻重二「近世儒教の祭祀儀礼と木主・位牌——朱熹『家礼』の一展開」(吾妻重二主編・黄俊傑副主編『国際シンポジウム 東アジア世界と儒教』(東方書店, 二〇〇五年) 参照。

にとって仁斎は曾祖であったが、新たに当主となった東峯にとって、仁斎は高祖にあたるからである。こうして他の祖先についても、世代を順次繰り上げて神主を改題することになる。

この文書では「孤子以文化十四年五月二十四日遇于大故」といっている。「孤子（東峯），文化十四年（一八一七）五月二十四日，大故（親の死去）に遇う」というその日付は、まさしく東里の死去した日である。こうして東峯は、遅ればせながらその十一年後の文政十一年，東里をはじめ祖先たちの位牌改題を『家礼』にのっとり行なったわけである。文書冒頭に「追改題」（追って改題す）といっているのは、こうした時間的な遅れのためであろう。

これに関連して興味深いのは、幕末に古義堂を訪ねた岡鹿門（一八三三—一九一四）は「請観古義堂拜祠堂，神牌陷粉表，一仍儒式」と伝えていることである²⁰⁾。神牌（神主）の「陷粉表」とは、陷中をもつことと、表面を鉛粉で白く塗っておくことをいい、ともに『家礼』にもとづく所作である。伊藤家は『家礼』に沿って祠堂を作り，その位牌や祭祀も『家礼』の影響を強く受け続けていたことがわかるのである。

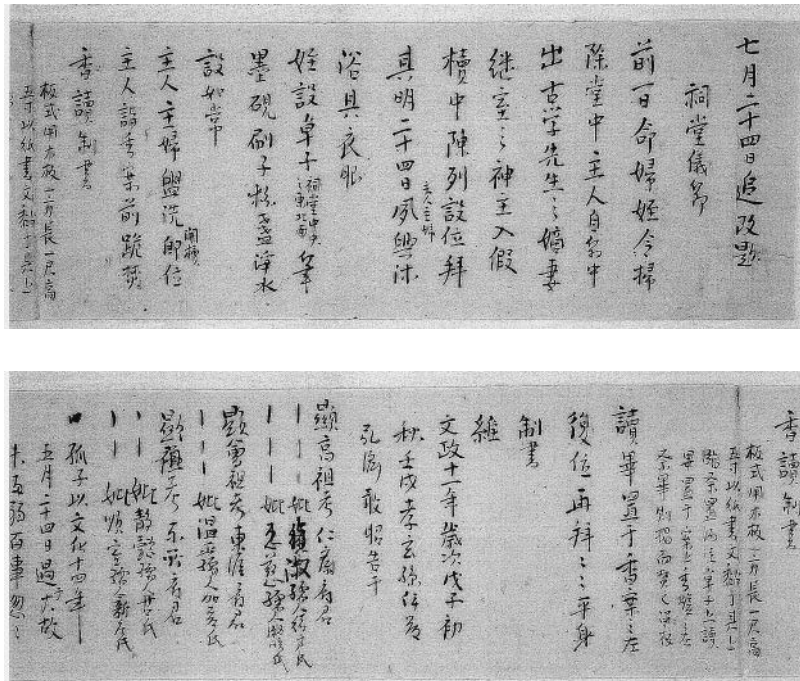


図7 伊藤東峯「祠堂儀節」

そもそも、仁斎は『家礼』を読んで「読家礼」一篇を著わしている²¹⁾。東涯も父と同様，あるいはそれ以上に『家礼』を精読し，研究していた。このことはかつて指摘したことがあるが²²⁾，いま天理図書館の

20) 岡鹿門『在臆話記』第三集卷四（『隨筆百花苑』第一卷所収，中央公論社，一九八〇年）三七〇頁。

21) 『古学先生文集』卷六，『古学先生詩文集』（近世儒家文集集成第一卷，ペリカン社影印，一九八五年）所収。

22) 吾妻重二「日本における『家礼』の受容——林鷲峰『泣血余滴』『祭奠私儀』を中心に」（吾妻重二・朴元在編『朱子家礼と東アジアの文化交渉』，汲古書院，二〇一二年）一六二頁。

古義堂文庫には東涯手沢の和刻本『文公家礼儀節』全四冊が蔵されており（請求記号は古九四-九）、第一冊表紙裏に東涯の朱筆で「甲申二月七日始讀」とあるから、東涯は元禄十七年（一七〇四）二月から同書を読み始めたことになる。『文公家礼儀節』が明の丘濬による『家礼』の再編本であり、江戸時代に広く読まれたテキストであることはいうまでもない。この第一冊には多くの書入れがあり、他冊にも書入れが散見することから、東涯が同書を全篇にわたって考究していたことがわかる（図8参照）。

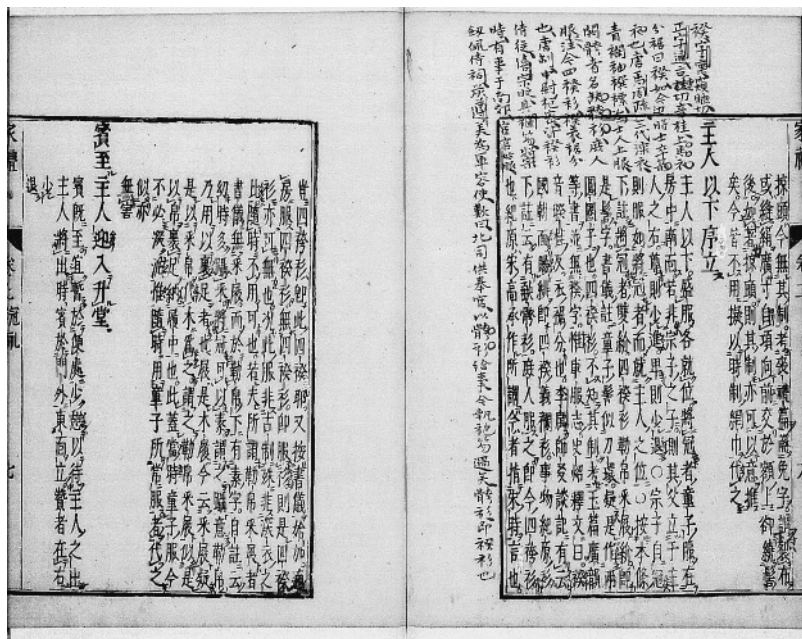


図8 東涯書入れ本『文公家礼儀節』

2 その他

周知のように、伊藤仁斎は『論語』を「最上至極宇宙第一」（『論語古義』自筆稿本）と称えていた。これは、いわば儒者としてのみずからのアイデンティティを高らかに宣言したものであり、その学問を受け継ぐ東涯たち子孫が儒教の精神にもとづき、儒教的祖先祭祀を連綿ととり行なっていたことは別に不思議ではない。そしてその際に『家礼』が重要な規範とされていたこともまた忘れてはならないであろう。

ちなみに、いま京都嵯峨野にある仁斎、東涯らの墓も、墓域こそ二尊院という寺院内にあるが、そのづくりは儒教式である²³⁾。

小 結

本稿では江戸時代を代表する学者、荻生徂徠および伊藤東涯・東峯が儒教葬祭儀礼をどうとらえてい

23) 注1 前掲、吾妻重二「日本近世における儒教葬祭儀礼——儒者たちの挑戦」一二九頁—一三〇頁、松原典明『近世大名葬制の考古学的研究』（雄山閣、二〇一二年）二六九—二七〇頁、二九六頁以下。

たのかを、彼らの著わした関連文献を取り上げることで考察した。これらの文献はこれまで研究でほとんど取り上げられなかったものであった。

ここではそれら諸文献の成立や書誌学上の特色につき基本的考察を加えるとともに、彼らがいずれも儒教儀礼とりわけ朱熹『家礼』に大きな関心をはらっていたこと、『家礼』を異国である日本でどのように実施するかについて腐心していたことを明らかにした。彼らは「儒者」として、儀礼面においても日本の実情に即しつつ儒教の伝統を保持しようとしていたのである。

もともと、両者には違いもある。東涯・東峯が『家礼』の基本にわりあい忠実なように見えるのに対して、もともと『家礼』に共鳴していた徂徠は後年、『家礼』とは異なる儀礼を独自に構想するようになったからである。徂徠はさらに、最晩年になると儒教儀礼を採用するか否かは個人の判断で決めればよいとまで主張するようになって『家礼』からは遙かに遠ざかってしまう。この主張は「礼楽刑政」を儒教の本質と捉える徂徠にとって重要な転回を意味するもののように思われるのだが、いずれにしてもここでは、ともに古学派に分類される彼らの間にも、このような儒教儀礼に関するスタンスの違いがあるということを念頭に置く必要を最後に指摘しておきたい。